

佐賀県告示第 108 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項第 8 号、第 53 条第 1 項第 6 号並びに第 56 条第 1 項第 1 号及び第 2 号ニの規定に基づき、建築物に係る制限を定める区域を次のとおり指定し、及び当該区域に係る数値を次のとおり決定し、令和 5 年 5 月 1 日から適用する。

その指定及び決定に係る関係図書は、佐賀県県土整備部建築住宅課及び基山町において縦覧に供する。

なお、建築基準法に基づく建築物に係る制限（平成 16 年佐賀県告示第 171 号）は、令和 5 年 4 月 30 日限り廃止する。

令和 5 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定した区域

鳥栖基山都市計画区域のうち、基山町内の用途地域の指定のない区域

2 決定した数値

区域	法第 52 条第 1 項第 8 号に掲げる数値（容積率）	法第 53 条第 1 項第 6 号に掲げる数値（建ぺい率）	法別表第 3（に）欄の 5 の項に掲げる数値（道路斜線制限のこう配）	法第 56 条第 1 項第 2 号ニに掲げる数値（隣地斜線制限のこう配）
(1) 県道久留米基山筑紫野線以東及び基山グリーンパークを縦断する都市計画道路黒谷線と県道基山	10 分の 20	10 分の 6	1.5	1.25

公園線及び 山平寺 筑紫野線 に囲まれ た区域 (用途地 域指定区 域を除 く。)				
(2) (1) 以 外の区域	10分の10			